

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本木材保存協会（以下「本協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給する。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は次に定める額を上限とし、支給額については会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 常務理事 450,000円以内
- 2 常勤役員に対する役員賞与の年額は次に定める額を上限とし、支給額については会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
 - (1) 常務理事 1,650,000円以内

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

ただし、常勤役員が定款第25条の規定により解任された場合、当該役員には退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当は、退職した日の属する月におけるその者の第4条に規定する報酬月額に、勤務月数及び次に掲げる支給率を乗じて得た額とし、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

なお、勤務月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

(1) 支給率 12分の1

3 役員に対する退職手当については、この規程の定めるところによるほか、職員退職手当規程を準用する。

(費用)

第8条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。